

「越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山」

2012. 11. 21

略称〈越境〉ネット・富山

代表 埴野謙二

〒930-0856

富山市牛島新町6-1-905

Tel. 076-441-7843

Fax. 076-444-6093

「原子力災害対策」情報 No.9

自治体は新「指針」をどう捉えるのか?!

「新装開店」した原子力規制委員会が「地域防災計画」の新たな「指針」を決定した。その重要なポイントをほとんど先送りしたものを、「指針」として、来年3月までに、それぞれの地域で「防災計画」を策定しろとのことだ。

これで原子力委員会が自治体に「ボール」を投げたつもりなら、自治体は『指針』のていをしていないと、「ボール」を「返上する」のが、まっとうな対応というものではないだろうか？地域自治体の真価が問われる。



フォーカス

地域自治体の真価が問われている

県へ提出した 新「指針」についての質問書

2012年11月5日

富山県知事

石井 隆一 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山

略称〈越境〉ネット・富山

代表 はのけんじ 埴野 謙二

富山市牛島新町6-1-905

tel 076-441-7843 fax 076-444-6093

質問書

今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この9月にようやく立ち上がりました。私・たち「〈越境〉ネット・富山」は、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、充分

な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

富山県としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、緊急に以下のことについて質問いたします。誠意をもって回答してください。

I 富山県としては、「原子力災害対策指針たたき台」に対し、どういう意見を寄せたのですか。

II 富山県としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

「自ら放射性物質拡散についてのシミュレーションを行う考えはないのか」という私・たちの質問に対し、以前、富山県は、「県としては、自らは行わず、中央政府へシミュレーションを依頼する」と回答しました。その際、県としては、SPEEDIを活用して、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形を考慮した詳細なシミュレーションをしてもらうことを、中央政府に要望しているとのことでした。

県は、先日「規制委員会」が発表した「放射性物質拡散予測」をどのように受け止めていますか。

III 富山県としては、原子力規制委員会が「決定」した「原子力災害対策指針」を、どのように受け止めていますか。

(i) 富山県が「たたき台」に対して寄せた意見は、「規制委員会」によって、その後どのように扱われたのでしょうか。またその扱われ方に対して、県としてはどのように考えていますか。

(ii) 地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多数を今後の検討事項として積み残したままで、各自治体に来年3月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の在り方を、県としてはどのように見えていますか。

(iii) 原子力規制委員会設置法案が可決される際に、地方自治体が参加する安全対策づくりに関する付帯決議が、衆議院環境委員会で議決されています。そこでは、「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされました。自治体が事業者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるという決議がなされたことからすれば、そういう重要なことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残ります。県としてはどのように考えますか。

(iv) 地域防災計画策定作業に入る際に、検討事項として先送りされた事項について、富山県としては、「早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」ということはないのでしょうか。

(v) 「規制委員会」から、今回、「指針決定」という「ボール」が投げられましたが、立地自治体を含む「関係自治体」が、公式に「規制委員会」へ「指針のていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であるとは、富山県は考えないのですか。

IV 富山県としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していくのですか。

「今回の改訂の要は、『広域連携』と『住民参加』である」と、私・たちは、以前から主張してきました。この立場から、以下の3点について質問します。

- (i) 原子力災害等の大規模な災害については、地域防災計画を基礎自治体がそれぞれ単独で立てるだけでなく、広域的に連携して対策を立てる方が合理的であると考えます。県西部6市には、協議会を立ち上げて対応しようとする動きがあるようです。県としても、原子力災害対策については、基礎自治体がブロックごとに組んで防災計画を立てるように、積極的に調整すべきではないでしょうか。このことについて、県はどのように考えていますか。
- (ii) 「指針」によると、PPAやそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を盛り込まなくてもよいということになります。富山県内であてはめてみると、県東部は原子力災害対策を立てる必要がないということになりますが、このことについて、県はどのように考えていますか。
- (iii) 「住民参加」について
- ① 「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し「指針」を「決定」したことに對し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題だと思いますが、地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思います。富山県としては、県内の自治体が県に意見表明し、県と質疑応答する場をフォーマルに設ける意志はありますか。
 - ② 「計画」策定の段階だけではなく、「計画」運営の過程においても、さらに積極的に県民の声に耳を傾け、県民と共に考えていく場を設定すべきであると考えますが、県はどのように考えていますか。
 - ③ 県として、県が策定する地域防災計画の中に、「基礎自治体は、地域防災計画を策定・運営する過程で、地域住民を積極的に参加させるべきである」と盛り込むことを考えていますか。

v 富山県としては、専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えているのですか。

私・たちが提起していた「自治体の長の直属組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置すること」について、富山県としても検討していく旨の回答が、前回ありましたが、その後、どのように進展していますか。

県内各基礎自治体へ送付した新「指針」についての質問書

2012年11月12日

県内各自治体 各首長 様
地域防災計画策定責任者 様

越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山
略称〈越境〉ネット・富山
代表 埴野 謙二

富山市牛島新町6-1-905

tel 076-441-7843 fax 076-444-6093

質問書

日頃より、住民の安心・安全を第一に、自治体業務に精励しておられることに、敬意を表します。また、今夏には、貴自治体への私・たちの訪問を快く受けてくださり、話し合う機会を設けていただいたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、今春に立ち上げられる予定であった原子力規制委員会が、この9月によりやく立ち上がりました。私・たちは、滞っていた中央政府レベルの原子力災害対策が、その遅れを取り戻そうとするあまり、短期間のうちに拙速的に押し

進められるのではないかと、懸念してきました。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針たたき台」に対する意見を「関係自治体」に求めはしましたが、十分な議論を回避するかのように極めて短期間のうちに、自治体から指摘されている多くの重要な検討事項を先送りしたままで、「指針」を「決定」しました。

残念ながら、私・たちの懸念どおりに事が進んでいるように思われてなりません。

貴自治体としては、この事態をどのように受け止めているのでしょうか。私・たちは、以下のことについて質問いたします。誠意をもってお答えください。

設問にはいくつか選択肢を設けましたので、別紙「回答用紙」の該当番号の空欄に○を付けてください。(重複選択可)なお、該当項目がない場合や特記事項がある場合、また、設問Vに関しては、自由記述欄に意見を記述して、お答えください。

別紙「回答用紙」は、12月10日までに、同封の封筒に入れて返信してください。今夏より重ねてのお願いとなりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

I 貴自治体としては、原子力規制委員会が発表した「放射性物質拡散予測」を、どのように受け止めていますか。

- (1) かねてから富山県が中央政府に要望していたような、SPEEDIを活用しての、季節、風向き、風速、天候などの気象条件を設定し、なおかつ地形も考慮した詳細なシミュレーションではないので、あまり参考にならない。
- (2) 事故想定が「福島並み」の想定であって、対象の原発の全ての原子炉から放射性物質が放出され拡散するという最悪の想定ではないので、地域住民は安心できない。最悪の想定でシミュレーションし直すべきである。
- (3) 一週間で100mSvとなる地点だけを公表されても、当自治体の地域防災計画に反映しようがない。一週間で100mSvという基準は、福島原発事故で政府が採択した避難基準(=年20mSv)の260倍であり、これを基準にしてよいのか。「この基準値に満たない地域なら避難しなくても安心・安全」と言えるような数値ではない。基準値の再設定が必要であると感じる。
- (4) もう一度、SPEEDIを活用するなど、最善を尽くして、詳細なシミュレーション結果を責任をもって公表し直してほしい。
- (5) 「放射性物質拡散予測」は、それなりに評価できる。これを基にして、地域防災計画を立てたい。

II 貴自治体としては、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を「決定」したことを、どのように受け止めていますか。

- (1) 地域防災計画策定の根幹を左右する重要事項の多くを今後の検討事項として積み残したままで、自治体に来年3月までの「計画」策定を迫る「規制委員会」の進め方には、大いに問題がある。
- (2) 「フランスにおける地域情報委員会等を踏まえつつ、必要な処置を速やかに講ずること」とされた衆議院環境委員会での原子力規制委員会設置法案の附帯決議からすると、自治体が事業者や規制機関を呼び出して地方議員らとの質疑応答の場を設けるといった制度を参考にすべきであるが、そういうことに全く手を着けずに「指針」を「決定」した「規制委員会」の在り方には疑問が残る。もっと自治体が参加する安全対策の仕組みづくりを考えるべきである。
- (3) 「規制委員会」から自治体へ、「指針決定」という「ボール」が投げられたわけだが、自治体の側が、公式に「今回決定した『指針』は、そのていをなしていない」という「ボール」を投げ返すことが必要であると考えている。
- (4) 「たたき台」を出して、自治体から意見を募り、「指針」を「決定」したその手順は、それなりに評価できる。

Ⅲ 貴自治体としては、新しい地域防災計画策定にあたり、「広域連携」と「住民参加」について、どのように具体化していきますか。

- (1) 県内では、基礎自治体がそれぞれ単独で「計画」を立てるだけでなく、広域的に取り組むべき課題については、連携して対策を立てる動きも進んでいる。当自治体としては、積極的に近隣自治体と地域ブロックを組んで「計画」を策定することを検討している。
- (2) 「規制委員会」が拙速的に「放射性物質拡散予測」を発表し、「指針」を「決定」したことに対し、自治体の側が意見表明する公的な場が用意されていないことは問題である。地域防災計画を立てていく上で、同様の問題が、県と市町村自治体との間にあってはならないと思うので、当自治体としては、県内の自治体が富山県に対し意見表明し、県と協議するフォーマルな場を、県が設定し自治体に呼びかけることを要望する。
- (3) 地域防災計画を策定・運営する過程で、積極的に地域住民の声に耳を傾け、共に考えていく場を設定することを検討したい。
- (4) 「広域連携」や「住民参加」も大切だが、まずは、それぞれの基礎自治体がしっかりと独自に「計画」の策定を行うことが先決であり、現時点で特に考えていない。
- (5) 「指針」によると、PPAやそれ以外のエリアでは、地域防災計画に原子力災害対策を特に盛り込まなくてもよいということなので、当自治体としては、「原子力災害対策編」を設けることを現時点では考えていない。

Ⅳ 貴自治体としては、原子力災害対策について、富山県が専門家による第三者機関を設置することについて、どのように考えますか。

- (1) これまで通り、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な専門家をリストアップし派遣要請すれば良いので、県は県として独自に専門家による第三者機関を設置すれば良い。
- (2) これまでは、市町村から中央政府へ適切な時期に的確な職種の専門家をリストアップし派遣要請することとなっていたが、それでは判断が大変難しい。それよりも、県が独自に専門家を確保し、基礎自治体に足りない専門性を補うことを求めたい。その意味で、県には、知事の直属の組織として、専門家数人による第三者機関を早期に設置することを要望したい。
- (3) 専門的判断を市町村が行うことが困難であることは、間違いない。第三者機関の設置云々よりも、その点を十分考慮して、県の「防災計画」を立てることが先決である。

Ⅴ 最後に、実際に地域防災計画原子力災害対策編を策定する際のことと、お尋ねします。ここでは全問、記述式の回答でお願いいたします。

- (1) 「指針」では検討事項として先送りされた事項の中で、「このことは早急に具体的な方針が示されないと、作業が進められない、あるいは進めにくい」というものがありましたら、記述してください。
- (2) 原子力災害は単独でなく、複合災害の可能性が大いにあります。地震対策や津波対策、あるいは豪雪対策との複合災害対策を取る必要があると思いますが、その際に、「原子力防災の基準や方針が決まらなければ、他の複合する災害についても対策が立てられない」と苦慮しておられる点がありましたら、記述してください。
- (3) 原子力災害対策をしっかり立てる上で必要になってくる、避難道路の確保・港湾の確保・避難所、病院、福祉施設、災害対策本部等の建物のシェルター化など、様々なインフラの整備は、その規模からして自治体の社会資本整備の全体に関わることとなりますが、その点についてどのように対処しようと考えていますか。
- (4) 地域防災計画作成について、あるいは、原子力災害対策編の作成について、外部のコンサルタントに作成依頼することを予定していますか。依頼する場合、自治体の側からはどのような方針・条件・資料を提示するのですか。

「原子力災害対策指針」を、是とするか？非とするか？

原子力規制庁がいきなり走り出した。原子力規制委員会の人選が「原子力カマラ」に偏っていることが、指摘されているにもかかわらず、国会での審議を経ないままに、見切り発車してからわずか2ヶ月。各自治体に向けて、防災計画作成のための「たたき台」なるものが示されるやいなや、ほとんど間をおかず、10月31日には、「原子力災害対策指針」を決定。旧原子力安全保安院や旧原子力安全委員会では、とうとう本格的な審議にすら入れなかった原子炉の「耐震安全指針」さえ、来年3月には、骨子を定めるというのだ。何をそんなに急ぐのか。もはや、停止中の原発を少しでも早く再稼働させるための条件作りのための「審議」のスピードアップとしか受け取れない。

そもそも、旧保安院や旧安全委員会が、原子力事業者となれ合い、自治体との十分な連携どころか、住民の声を聞かず、十分な説明もせずに、原発の運転を進めてきてしまったために、福島第1原発の重大事故は引き起こされてしまったのだ。その反省を踏まえての原子力規制庁・規制委員会の発足だったのではないか。だから、国会で原子力規制委員会設置法案が決定されるにあたり、衆・参両院の環境委員会で、わざわざ中央政府と地方公共団体、そして住民とが緊密な連携をとるための具体的な措置を講ずることを求める附帯決議がなされているのだ。(※1)

さらに、原子力規制委員会設置法そのものにも、附則として同様の内容が盛り込まれている。(※2)にもかかわらず、住民、自治体との緊密な連携をとるための具体的な措置については、今のところ中央政府の側からは、全く何も示されていない。

もはや、中央政府の側からの提起を待っているだけではどうにもならないことは明白だ。どんなに問題があり、重要な点を欠落させたものであったとしても、規制庁の「方針」は示され、自治体側の防災計画策定の期限は来年3月と区切られてしまっている。

「立地」であれ、「隣接」であれ、被害・被影響等々、「関わりあり」と自ら判断したすべての基礎自治体は、まず防災計画の策定を急ぐ前に、この「指針」なるものへの態度を表明すべきだ。

これを是とするか、非とするか。非であれば、基礎自治体の側から住民の安全のために何をなすべきであろうか。中央政府・県との連携のための具体策をまず住民に、そして県に、中央政府に示し、自らの立場を明確にせねばなるまい。言うまでもなく、これは中央政府の「指針」であって「指示」ではない。地方自治体が地域自治体であることの本領がまさに、今問われている。

この「指針」を是とするならば、すなわちその自治体は、住民の方に顔を向けなくて、上の顔色ばかりうかがって、原子力規制庁が取り急いで整えようとしている再稼働条件作りに協力するものとみなされてもしかたがない。住民は、自治体の対応をしっかりと見ている。

住民もまた、自らの生きる地域を自らの手で律することができるのかどうか、を問われているのだと言える。

※1

- 9、地方公共団体、住民等が編成する地域の組織と、国、原子力事業者及び関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するため、フランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえつつ、望ましい法体系の在り方について検討し、必要な措置を速やかに講ずること。(衆議院環境委員会 附帯決議)
- 26、従来からの地方公共団体と事業者との間の原子力安全協定を踏まえ、また、原子力の安全規制及び災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、本法施行後一年以内に地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制を整備するとともに、本法施行後三年以内に諸外国の例を参考に望ましい法体系の在り方を含め検討し、必要な措置を講ずること。(参議院環境委員会 附帯決議)

※2

政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。(原子力規制委員会設置法 附則第6条第8項)